

## 「Nagasaki Walks ガイド」事業実施要綱

### （目 的）

第1条 この要綱は、英語によるまち歩き等を通じ、外国人のお客様に長崎の魅力を伝え、異文化交流の橋渡しとなることで、地域国際化に寄与することを目的とした長崎ウォークスガイド（以下「ウォークスガイド」という。）事業の実施について、必要な事項を定める。

### （事務局）

第2条 事務局は、公益社団法人瓊林会（以下「当法人」という。）に置く。

### （募 集）

第3条 ウォークスガイドは、当法人が行う「英語ボランティア育成講座」の受講生を中心に公募するものとする。

### （研修及び登録）

第4条 ウォークスガイド応募者は、当法人が行う長崎ウォークスの案内に必要な英語ガイド要領と観光地情報の知識を修得するための講座を受けた後、ガイド登録を希望する者は登録申請書（様式第1号）により事務局へ申し込みを行うものとする。

2. 事務局で登録申請書を受理した時は、その内容を審査し登録の可否を決定して、登録者名簿に登録するものとする。
3. 当法人は、登録したウォークスガイドに対し、ウォークスガイド証（様式第2号）及びユニフォームを貸与する。なお、ウォークスガイドとして従事できなくなった者は、これをただちに当法人へ返却しなければならない。

### （登録の有効期間及び更新）

第5条 登録の有効期間は、登録認定日から翌西暦偶数年の3月31日までとし、2年ごとに更新できるものとする。

2. ウォークスガイドが登録を更新する際は、原則として有効期限の1ヶ月前までに登録申請書（様式第1号）を当法人へ提出しなければならない。

### （登録の抹消）

第6条 ウォークスガイドが、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことがある。

- （1）本人からの申し出があった場合
- （2）登録の有効期間が満了し、登録更新申請書が提出されなかった場合

(3) その他ウォークスガイドとして不適切と認められる場合

(活動範囲と予定表の提出)

第7条 ウォークスガイドは、当法人からの依頼に応じ、案内を行うものとする。

2. ウォークスガイドが観光案内を行う活動範囲は、原則として長崎市内とするが、必要に応じ長崎県内までとする。
3. お客様からの特別・緊急な要請に対応するため、各ガイドの翌月の予定表を毎月20日までに提出してもらうものとする。

(活動時間と活動報告書の提出)

第8条 ウォークスガイドの活動時間は、原則として9時30分から17時までの間とする。

2. 活動終了後、活動報告書(様式第3号)及び、何か問題があればPDCAフォローアップ用紙も1週間以内に事務局に提出するものとする。これにより、ガイド必要経費を所定の口座に月1回支払うものとする。
3. ウォークスガイドの活動は、原則としてガイドの予約が入らない場合は実施しないものとする。

(活動要請)

第9条 当法人がウォークスガイドを派遣する場合は、1週間前までに依頼日に活動可能なウォークスガイドに要請するものとする。

2. 前項により選出されたウォークスガイドが、止むを得ない理由により活動ができなくなった場合は、速やかに当法人へ連絡しなければならない。

(保険加入とガイドの責務)

第10条 登録されたウォークスガイドは、ボランティア保険に加入するものとし、費用は当法人が負担する。

2. 観光案内活動中にウォークスガイドが被った災害の補償は、前項の保険の範囲で行うものとする。
3. 登録されたガイドは活動中に事故が起こることのないよう十分配慮しなければならず、事故が起きた場合には滞りなく事務局に連絡することとする。

(ガイド必要経費)

第11条 ウォークスガイドの自宅からの交通費及びガイド中の交通費等の必要経費を支給する。

(免責)

第12条 ウォークスガイド事業の実施に伴い発生した損害等に対しては、当法人がそ

の責めを負う。ただし、ウォークスガイドの故意若しくは重大なる過失があった場合はこの限りではない。また、当法人が責めを負う場合は、保険から支払われる金額を限度とする。

(秘密の厳守)

第13条 ウォークスガイドは、活動の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その活動を退いた後も、同様とする。

(個人情報の保護)

第14条 事務局はガイドの登録及びその活動を通して入手した個人情報については適正に管理し、本事業の運用以外の目的に使用しないものとする。

2. ガイド登録者は、活動により知り得た他人の個人情報を漏らしてはならない。登録取り消し後も同様とする。

附 則

1. この要綱は、平成30年9月1日から施行する。